

桃山学院大学経済学会会則

第1条（名称） 本会は桃山学院大学経済学会（Economic Association of St. Andrew's University, Osaka, Japan.—E. A. S. A.）と称する。

第2条（目的） 本会は、桃山学院大学経済学部における研究を促進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条（事務所） 本会の事務所は桃山学院大学経済学部内におく。

第4条（事業） 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 機関誌その他の刊行
- 3 講演会その他集会の開催
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員は、本学部の教授、助教授、専任講師又は助手で社会諸科学を専攻するもの若しくはこれに関心をもつもの、又は本学院の職員にして理事会の承認を得たものとする。本学産業貿易研究所員はこれに準ずる。
- 2 賛助会員は、正会員2名以上の者の紹介により入会を申込み、理事会の承認をうけた者とする。
- 3 講読会員は次の通りとする。
 - イ 本学経済学部の学生
 - ロ 本学経済学部の卒業生
 - ハ その他理事会の承認をうけた者
- ② 会員には機関誌を配布する。
- ③ 正会員及び賛助会員は、本会の総会並びに第4条に規定する研究会その他の集会に出席し、本会刊行物の配布をうけることができる。
- ④ 講読会員は、第4条第3号に規定する講演会その他の集会に出席し、機関誌を除く本会刊行物の配布を実費でうけることができる。

第6条（会費） 会員は別に定める会費を負担しなければならない。

第7条（役員） 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 理事 5名
- 3 評議員 若干名
- 4 監事 2名

② 役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は1年とする。但し再選をさまたげない。

第8条（総会） 本会は毎年1回4月に総会を開催する。

② 会長は、必要があると認めたときは、臨時に総会を召集することができる。

第9条（会計及び監査） 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

② 監事は、毎年本会の会計を監査してこれを総会に報告し、承認をうけなければならない。

第10条（会則の改正） 本会会則の改正は正会員全員の過半数による。

附 則

本会則は1959年2月28日より施行する。

1966年度役員

会長	三辺清一郎		
理事	稻別 正晴	徐 龍達	永友 育雄
	堀 友章	柳田 侃	
監事	伊達 陽	安沢 秀一	

(五十音順)